

|   |              |   |  |   |   |
|---|--------------|---|--|---|---|
| <p>「循環型社会形成推進基本計画」を平成14年度末までに策定し、関係府省は、循環型社会に対応した新たなライフスタイル、ビジネススタイルの普及を推進すること等により、静脈産業の育成、グリーン物品の市場拡大等を図る。</p>   | <p>国土交通省</p> | <p>・東京圏における建設廃棄物共同集配システム実証実験の実施<br/>東京圏の臨海部等の遊休地を活用したリサイクル事業を促進するフィージビリティスタディ調査を実施。<br/>・調査対象廃棄物 コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材、建設汚泥、金属くず、廃プラスチック等の建設廃棄物等<br/>・調査項目<br/>①産業廃棄物の排出・収集・運搬・処理・再資源化の現状と課題の把握。<br/>②収集・運搬・再資源化の関連インフラの状況と課題の把握。<br/>・トラック等による効率的・低コストの収集・運搬システムの検討。<br/>・現在、実験結果解析及び各種課題の検討を実施中。</p> | <p>・実験結果を整理の上、成果の利活用が図られるべく記者発表予定。<br/>・今後、今回実験を行った廃棄物共同集配システムの導入促進を図るための基礎資料として活用。</p>  | <p>・実験結果を整理し、課題については今後整理の予定。<br/>・建設廃棄物の共同収集・運搬の管理・運営基地となるリサイクルセンターの検討。</p> | <p>①第156回国国会期末<br/>実験結果の整理後、建設廃棄物共同集配システムの導入促進に係る検討を実施する。<br/>②平成15年末<br/>必要があれば、今回の実験により判明した課題及びシステム導入促進に係る検討を踏まえ、システムの改善に係る追加的な検討を実施する。<br/>③それ以降<br/>建設廃棄物共同集配システムの導入促進に係る施策検討を実施する。</p>     |
| <p>関係府省は、地球温暖化対策を進める観点から、低公害車、環境配慮型の住宅、建築物及び機器等の開発・普及に係る民間企業の取組みを促進し、新たな需要や産業の創出を円滑化する。また、国土交通省は、平成14年度から利用運送事業者等の取組みを促進するための参入規制の見直し等により環境負荷低減型物流への転換を進める。</p> | <p>国土交通省</p> | <p>スーパーエコシップの市場ニーズ調査、船種、主要目、具備すべき要件等の検討やCADとCFD（数値流体力学）を統合した船型設計及び総合性能評価システムの研究開発、CFDと水槽試験による新船型の性能評価試験、二重反転式ポッド型推進器の要素モデル試験等の研究を実施。スーパーエコシップの平成18年度からの速やかな市場への投入を可能とするため、平成14年度補正予算により、予定されている研究開発を前倒しして実施。</p>  | <p>在来船の半分がスーパーエコシップに代替され、副次的にモーダルシフトが進むことでさらに長距離雑貨輸送の10%に相当する分の新造船需要が見込まれる。これらの経済効果は金額にして10年間で約6300億円である。また、これに伴い、船用ガスタービン保守管理会社等の新規産業が創出され、約6万人の誘発雇用が見込まれる。</p> | <p>スーパーエコシップの普及に不可欠な乗組み制度等の検討を行う必要がある。</p>                                  | <p>①二重反転式ポッド型推進器の実寸モデルの設計・製作<br/>②二重反転式ポッド型推進器の実寸モデルの設計・製作<br/>スーパーエコシップ搭載用高効率船用ガスタービン（SMGT）の設計<br/>実証船の基本設計<br/>③二重反転式ポッド型推進器の実寸モデルの試験、スーパーエコシップ搭載用高効率船用ガスタービン（SMGT）の製作、実証船の詳細設計・建造および実証試験</p> |

|   |              |  |  |                                     |  |
|---|--------------|--|--|-------------------------------------|--|
| <p>国土交通省は、関係府省と協力して、平成14年度から、外国人旅行者の訪日を促進するグローバル観光戦略を構築し、個性ある日本の文化、自然環境などの国際PRや、地域の特性、創意工夫を活かした観光地づくりを推進する。</p> | <p>国土交通省</p> | <p>グローバル観光戦略を関係府省と協力して策定し、平成14年12月24日の閣僚懇談会において、国土交通大臣がその旨発言し公表した。</p>   | <p>今後、外国人旅行者が増大することにより、新たな民間需要の創出及び雇用の創出がえられる。</p>   | <p>関係府省、地方自治体、民間企業等が一体となった戦略の推進</p> | <p>① 国、地方自治体、民間企業等が官民一体となって本戦略を推進する体制の整備。<br/>②、③ 多様な主体が連携し、進捗状況をフォローアップしながら本戦略に基づく各種施策を実施。</p>  |
| <p>国土交通省は、関係府省と協力して、平成14年度から、外国人旅行者の訪日を促進するグローバル観光戦略を構築し、個性ある日本の文化、自然環境などの国際PRや、地域の特性、創意工夫を活かした観光地づくりを推進する。</p> | <p>国土交通省</p> | <p>平成15年度からの「ピジット・ジャパン・キャンペーン」事業の本格的展開のための事前準備として、重点対象国に対する市場調査等の事業を実施。</p>  | <p>外国人旅行者の増大、ひいては新たな民間需要の創出及び雇用の創出が期待できる。</p>  | <p>関係府省、地方自治体、民間企業等の事業との連携</p>      | <p>① 国、地方自治体、民間企業等が官民一体となって事業を推進するための実施本部を設置し、同本部において、平成15年度事業実施計画を策定。<br/>②、③ 事業実施計画に基づき、官民一体となって訪日促進事業を展開。</p>   |
| <p>国土交通省は、平成14年度から、自治体のイニシアティブ、地域コミュニティの協力、ITの積極的導入等を通じて、地域特性を活かす経験型・目的達成型の観光産業を育成し、内外に発信する。</p>                | <p>国土交通省</p> | <p>インタープリテーションプログラム(自然ガイドツアー)の造成による観光地の振興を図るため、インタープリター(自然ガイド)を育成するためのセミナーの開催、自然ガイドツアーの事業経営マニュアルの作成及びセミナーの開催等を行った。</p> | <p>自然ガイドの人材育成及び事業経営セミナーには、地方自治体の観光行政担当者、地域で活動している自然ガイド及び宿泊業者など全国の様々な分野から多数の参加が得られた。春と秋のセミナー開催には延べ230名の参加者があった。</p> | <p>インタープリテーションプログラムの普及促進。</p>       | <p>①、②、③<br/>○インタープリテーションプログラム(自然ガイドツアー)による観光地振興事業<br/>地域の個性を活かした魅力ある観光交流空間づくりのための自主的な取組を、国土交通省がハード・ソフトの両面から総合的に支援する「観光交流空間づくりモデル事業」を平成15年度より創設する。また、当該事業における支援施策の一環として、インフラ整備等のハード施策とキャンペーン展開等のソフト施策を戦略的に連携させた施策・計画づくりの手法について調査・検討するとともに、NPOと連携した観光交流空間の管理・活用施策の検討、地域固有の自然や地場産業を活用したツアープログラムのモデル的開発調査や、外国語案内標識ガイドラインの策定を実施する。</p> |

|  |              |   |   |                                   |  |
|--|--------------|---|---|-----------------------------------|--|
| <p>国土交通省は、平成14年度から、自治体のイニシアティブ、地域コミュニティの協力、ITの積極的導入等を通じて、地域特性を活かす経験型・目的達成型の観光産業を育成し、内外に発信する。</p>   | <p>国土交通省</p> | <p>観光情報を網羅的に入手できるポータルサイトを整備するとともに、1) 現在情報発信されていない宿泊施設のバリアフリー状況、2) 政府登録ホテル・旅館、3) 観光振興のノウハウの情報に係るデータベースを構築している。</p>   | <p>新たなデータベースと観光ポータルサイトのシステムの構築に着手。</p>  | <p>データの更新をはじめとするサイトのメンテナンスの充実</p> | <p>①、②<br/>更なる利便性の向上と既存サイトとの連携を充実させるための検討を行う。</p>  |
| <p>国土交通省は、平成14年度から観光地の魅力度の分析、診断、公表の仕組みを構築することにより、観光地の地域間競争を促進させ、地域自らの努力を喚起し、地域独自の取組みを促す。</p>   | <p>国土交通省</p> | <p>平成14年度において、温泉地の誘客事業の取り組みを促す観点から、旅行者のニーズと各温泉地で行われている誘客事業とのミスマッチを分析し、温泉地ごとに取組むべき課題や有効な指針を示すための調査を実施している。</p>   | <p>全国355箇所の温泉地から誘客事業の実態及び旅行者の満足度等に関するアンケート調査を実施し、72,000のサンプルをもとに分析を行い、我が国の温泉地が取り組むべき課題や有効な指針を提示していく。</p>  | <p>調査結果概要の公表</p>                  | <p>①<br/>調査結果概要を公表する。</p>  |
| <p>厚生労働省、国土交通省等の関係府省は協力して、平成14年度から、学校の夏休みの一部を秋休みに移行したり、長期休暇を地域ごとにずらすなどの休暇の分散化を推奨するとともに、年休計画表の作成の一層の促進等を通じ、休暇の長期連続化や休暇取得時期の多様化を推奨する。文部科学省は、必要に応じ協力する。</p> | <p>国土交通省</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・12省庁が連携して休暇取得の啓発活動を実施。</li> <li>・文科省に対して「観光振興に関する副大臣会議報告書」を地方教育委員会へ送付するよう要請し、環境整備を促進</li> <li>・家族の「夢バカンス・プラン」を15年1月から2月にかけて募集し、3月発表予定。</li> <li>・15年1月、「ゆとり休暇」の取得促進の啓発事業を展開するため、副国土交通大臣が宮川大助・花子さんを「ゆとり休暇大使」に任命。宮川大助・花子さんは、「ゆとり休暇」をネタにした漫才やPR活動・イベントを展開中。</li> <li>・「ゆとり休暇」の取得促進の啓発事業を展開するため「ゆとり休暇川柳」を募集中</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・12省庁連携による啓発活動など国の取り組みに連携して、地方自治体や民間にも「ゆとり休暇」の広報に協力いただけたところが増えているとともに、(社)日本ツーリズム産業団体連合会が「秋休み」普及促進キャンペーンを開始した。</li> </ul> | <p>キャンペーン等積極的な啓発事業の展開が必要。</p>     | <p>①、②、③<br/>今後、15年度末までに、連続休暇取得による旅行需要創出のための環境整備事業として、長期家族旅行の推進を図るためのモニターツアー実施等、「ゆとり休暇」取得推進に向けたキャンペーン等を展開する。</p> |

|  |       |   |   |                          |  |
|--|-------|---|---|--------------------------|--|
|  |       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・15年2月から3月、連続休暇取得促進キャンペーンとして、全国紙新聞・テレビスポット・雑誌十数誌・主要都市電車等車内吊りで、「ゆとり休暇」取得促進の広報を幅広く展開・実施。</li> <li>・15年3月、全国9カ所で地元のマスコミ・経済界等とも連携しながら長期家族旅行促進シンポジウムを開催し、「ゆとり休暇」の取得促進を呼び掛ける。</li> </ul> |   |                          |  |
| 外務省、国土交通省は協力して平成14年度、日韓で共通に使える公共交通機関のバスを発行するための環境整備に着手する。  | 国土交通省 | 2000年11月の第15回日韓観光振興協議会で提案され、2001年9月の日韓観光担当大臣会議において正式合意された「東アジア広域観光交流圏構想(EAST PLAN)」の具体的施策の一つとして「共通外客用レール・バスの創設」が挙げられており、両国間で緊密に連携・協力して検討を行うとともに国土交通省から関係公共交通機関に対して、検討・協力を要請するなどの取組を行った。                                   | 平成14年12月に開催した第17回日韓観光振興協議会において、引き続き本施策の実現に向けた検討を実施することについて、両国で合意を得た。                                | 両国間で技術的、実務的な課題に対する検討が必要。 | ①、②<br>引き続き両国間で緊密に連携、協力して検討を行う。  |
| 総務省及び関係府省は、平成15年度より、ニーズの乏しい統計を廃止するとともに、雇用や環境、新サービス産業や観光などの新成長分野等ニーズのある統計を抜本的に整備する。また、総務省が中心となって、政府が保有する統計情報をインターネット上で高度に活用できる仕組みを構築する。 | 国土交通省 | 「旅行・観光産業の経済効果に関する調査研究Ⅱ」を実施した。また、平成15年度より「旅行・観光消費動向調査」を承認統計として整備することを決定した。   | 2002年における旅行・観光産業の我が国経済全体に対する経済波及効果が明らかになった。また、平成15年度予算要求にあたり、総務省統計局統計基準部に承認統計のための予算の事前説明を実施し、了解を得た。 | 統計を実施するための十分な予算の確保。      | ①、②、③<br>「旅行・観光消費動向調査」を統計を実施するための十分な予算の確保。<br>承認統計として実施するための総務省統計局統計基準部への協議。 |

|   |              |   |   |  |  |
|---|--------------|---|---|--|--|
| <p>関係府省は、公共投資・政府調達等において、平成14年度より競争を制限するような過度な地域要件等の撤廃により、入札条件の適正化を推進する。</p> | <p>国土交通省</p> | <p>・平成13年3月9日に閣議決定した「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」においては、全ての発注者に対し、地域要件の設定は過度に競争性を低下させるような運用とならないよう留意すること、設備工事にかかる分離発注については発注者の意向が反映され施工の責任や工事に係るコストの明確化が図られる等分離発注が合理的と認められる場合において活用に努めるものとするを求めた。</p> <p>・国等の実務担当者会議を平成14年11月26日に、各都道府県の担当部長会議を同月28日にそれぞれ開催し、適正化指針及び同年10月31日付で発出した入札契約適正化法に基づく要請の趣旨の徹底及び併せて市町村への指導について意見交換を行いその推進を図っている。</p> | <p>国、特殊法人等、地方公共団体に対し、地域要件の運用について、競争性を妨げることのないよう留意すべきこと等が周知され、入札契約における透明性、競争性の向上等が図られたところ。</p> | <p>国土交通省としては、入札契約の適正化について講ずるべきガイドラインを示したところであるが、地方公共団体等の発注者において、その取り組みが十分でないところもあることから、統一的、整合的に適正化が推進されるよう入札適正化法及び適正化指針の一層の周知徹底を図る必要がある。</p> | <p>入札契約適正化法に基づく要請やブロック単位の各都道府県担当課長会議等を通じて、引き続き適正化指針の趣旨の徹底を図り、総務省・財務省とも連携して市町村等における適正化の取り組みを支援する。</p> |
|---|--------------|---|---|--|--|

ホ. その他の制度改革

|  |              |  |   |                         |  |
|--|--------------|--|---|-------------------------|--|
| <p>総務省及び関係府省は、第4世代移動通信システムなど、どこでも型、移動型の次世代ITの産学官研究開発を推進する。</p> | <p>国土交通省</p> | <p>スムーズな移動環境の実現、シームレスな情報アクセス環境を実現する「次世代の未来型交通システム」の開発について①交通ICカードを発展させた、東アジアの複数都市で共通に利用できる複数通貨対応機能を有する交通ICカードの研究開発、および②ICカードと携帯電話の融合により交通分野における各種支払いにも利用できる複合型携帯端末の研究開発について、その一部前倒しの経費が14年度補正予算において計上されたほか「次世代の未来型交通システム」の開発に関しては15年度予算案においても所要の予算を計上。複数通貨や携帯端末への導入に対応しやすい事後精算方式のICカードを使ったシステムの構築等に係る研究を実施中。</p> | <p>・調査団をシンガポール（15年1月）および香港（同2月）に派遣して所要の調整を実施。<br/>・事後精算方式のICカードを使ったシステムについては15年1月より札幌市営地下鉄で実験を開始（3月末まで）</p> | <p>東アジア交通事業者等との諸調整。</p> | <p>①第156国会会期末迄→シンガポール、香港等との所要の調整を引き続き進める。また、事後精算方式のICカードを使ったシステムについては、15年度中に関西地区で本格導入される予定<br/>②それ以降→平成16年10月のITS世界大会（名古屋）、平成17年3～9月の愛知万博に向けて魅力ある都市を実現するための次世代プロジェクトを名古屋周辺等で展開する予定</p> |
|--|--------------|--|---|-------------------------|--|

| B. 事業創造、雇用拡大   | 関係府省等 | 対応状況  | 主な成果  | 課題                                      | これからの取り組み   |
|--|-------|---|---|---|---|
| <b>ハ. 規制改革</b>   |       |   |   |   |   |
| <p>・誰もが安心して居住できる生活環境の形成</p>  | 国土交通省 | <p>・高齢者向け優良賃貸住宅の供給戸数の拡大(平成14年度21,000戸→平成15年度23,000戸)(平成15年度予算措置事項)</p> <p>・高齢者向け優良賃貸住宅の買取に要する費用を補助対象に追加(平成15年度予算措置事項)</p> <p>・高齢者等の住宅資産を賃貸住宅として活用・支援するための預かり家賃保証制度の創設(平成15年度予算措置事項)</p> | <p>・公営住宅団地と社会福祉施設等との併設実績<br/>約800団地(平成13年度末時点)</p> <p>・高齢者等向けの設備を備えた公営住宅の整備実績<br/>約28,000戸(平成13年度)</p> <p>・高齢者向け優良賃貸住宅の認定実績<br/>約12,000戸(平成13年度末時点)</p> <p>・登録住宅の登録実績<br/>約42,000戸(平成14年12月末時点)</p> |   | <p>・誰もが安心して居住できる生活環境の形成に資する既存・新規の施策について周知徹底</p> <p>・高齢者向け優良賃貸住宅の供給の促進</p>   |
| <b>ホ. その他の制度改革</b>   |       |   |   |   |   |
| <p>民間委託(アウトソーシング)やPFI等の活用<br/>従来公的部門が直接行ってきた事務事業で民間委託やPFI等を積極的に活用する。各府省は一定範囲の事務事業について、民間委託やPFI等の活用の適否を検討し結果を公表する。こうした方式を、当面試験的に導入する。<br/>(骨太の方針2002)</p> | 国土交通省 | <p>平成14年10月4日:<br/>国土交通省所管の事業を対象に順次代表事例を選定し、簡易なモデルを用いて、PFI検討の基本となるVFM(バリューフォーマネー)を算定し、その結果を公表する方針を決定した</p>  | <p>現在、第1次検討事例について算定作業中</p>  | <p>PFIとしての事業性の有無については、民間企業の意向の確認が必要</p> | <p>今国会末:第1次検討事例について、VFM算定結果をとりまとめ、成果を公表し、民間企業の意見を聴取</p> <p>平成15年度末:第2次検討事例について、同様の作業を行い、結果を公表</p> <p>それ以降:必要に応じて、同様の算定作業を行い、結果を公表</p> |
| <p>・誰もが安心して居住できる生活環境の形成</p>  | 国土交通省 | 再掲  |   |   |   |

|   |       |  |  |  |   |
|---|-------|--|--|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・国土交通関係の長期計画を一本化</li> <li>・緊急措置法の扱い</li> </ul> | 国土交通省 | <p>「社会資本整備重点計画法案」及び「社会資本整備重点計画法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」について、本年2月4日の閣議決定を受け第156回通常国会に提出。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アウトカム（成果）目標に重点を置き、総事業費は内容としない社会資本整備重点計画に一本化</li> <li>・都市公園、下水道、港湾の緊急措置法の廃止、治山治水緊急措置法について治水事業に係る規定の廃止、道路整備緊急措置法及び交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法について、長期計画に係る規定の廃止 等</li> </ul> |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・法案が成立次第、計画策定に向けた検討を行う</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・15年度からの計画の実施に支障のないよう、平成14年度中の新法成立を目指す。</li> </ul> |
|---|-------|--|--|--|---|

| B. 事業創造、<br>雇用拡大   | 関係<br>府省等 | 対応状況  | 主な成果   | 課題 | これからの取り組み  |
|--|-----------|---|--|----|--|
| □. 歳出改革  |           |   |  |    |  |
| 2. 資産デフレの克服にも寄与する証券・不動産市場の活性化<br>(3) 不動産流動化の促進<br>・既存オフィスビルの住宅への転用を促進するため、住宅に係る採光に関する規制の合理化(建築基準法に基づく告示の整備)、改修工事の設計施工指針の作成・普及を行うとともに、ファミリー向けの都市型賃貸住宅へ転用する際の助成措置の普及を促進する。 | 国土交通省     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「建築物の開口部で採光に有効な部分の面積の算定方法で別に定めるものを定める件」(平成15年国土交通省告示第〇号)の制定。</li> <li>・既存オフィスの住宅転用等の促進に向けた技術的方策検討調査委員会において改修工事の設計施工指針を検討。</li> <li>・既存オフィスビル等を市街地住宅へ転用する際の助成措置を創設(平成15年度予算措置事項)。</li> <li>・転用に係る改良工事費について10%の特別償却制度を創設(平成15年度税制改正事項)。</li> </ul>      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな事業分野の拡大による民間事業者の潜在的ニーズを顕在化。</li> </ul>  |    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅に係る採光に関する規制の合理化の内容を周知徹底。</li> <li>・改修工事の設計施工指針を作成・普及。</li> <li>・転用を支援する制度を周知徹底。</li> </ul> |
| 3. 民間投資・消費を誘発する都市再生の促進<br>(2) 都市再生プロジェクト等の活用<br>・水辺都市再生の推進   | 国土交通省     | <ul style="list-style-type: none"> <li>○閉鎖性海域での浮遊ゴミの回収と環境監視を過年度から継続して実施(東京湾等4海域)</li> <li>○汚泥浚渫及び覆砂、干潟・海浜等の造成を過年度から継続して実施。(堺泉北港等17港2海域)</li> <li>○都市再生プロジェクト決定を受け、首都圏再生会議の下に設置された「東京湾再生推進会議」(内閣官房都市再生本部事務局、関係省庁、7都県市)において、平成14年6月に「東京湾再生のための行動計画」の中間報告がとりまとめられ、年度末には最終報告がとりまとめられた。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○干潟・海浜等の再生・創出や水質等海域環境の改善を図り、潤いのある豊かな自然環境を創出することにより、環境教育施設等に係る民間投資の創出や来訪者に対するサービスを提供する就業機会が増大する。(施設の供用開始直後より効果が発現されだし、供用期間中継続する。)</li> </ul> |    | <ul style="list-style-type: none"> <li>①～③:</li> <li>・過年度からの継続事業に加え、東京湾においては先行的に平成14年度末に策定した「東京湾再生のための行動計画」に基づいた施策を推進する。</li> </ul>  |

## 八. 規制改革

|   |              |   |  |              |   |
|---|--------------|---|--|--------------|---|
| <p>2. 資産デフレの克服にも寄与する証券・不動産市場の活性化<br/>(3) 不動産流動化の促進<br/>・既存オフィスビルの住宅への転用を促進するため、住宅に係る採光に関する規制の合理化(建築基準法に基づく告示の整備)、改修工事の設計施工指針の作成・普及を行うとともに、ファミリー向けの都市型賃貸住宅へ転用する際の助成措置の普及を促進する。</p> | <p>国土交通省</p> | <p>・「建築物の開口部で採光に有効な部分の面積の算定方法で別に定めるものを定める件」(平成15年度国土交通省告示第〇号)の制定。<br/>・既存オフィスの住宅転用等の促進に向けた技術的方策検討調査委員会において改修工事の設計施工指針を検討。<br/>・既存オフィスビル等を市街地住宅へ転用する際の助成措置を創設(平成15年度予算措置事項)。<br/>・転用に係る改良工事費について10%の特別償却制度を創設(平成15年度税制改正事項)。</p> | <p>・新たな事業分野の拡大による民間事業者の潜在的ニーズを顕在化。</p>                 |              | <p>・住宅に係る採光に関する規制の合理化の内容を周知徹底。<br/>・改修工事の設計施工指針を作成・普及。<br/>・転用を支援する制度を周知徹底。</p> |
| <p>2. 資産デフレの克服にも寄与する証券・不動産市場の活性化<br/>(3) 不動産流動化の促進<br/>・住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく既存住宅に係る性能表示制度の普及推進のため、今秋中に、既存住宅の評価を行う住宅性能評価機関の第一次指定を行うとともに、制度の積極的なPRに努める。</p>                        | <p>国土交通省</p> | <p>・平成14年8月に、中古住宅に係る性能表示基準及び評価方法基準を策定し施行<br/>・平成14年12月に、評価を行う第三者機関を指定し、制度運用を開始</p>  | <p>本制度に基づく住宅の性能等に関する客観的な情報の提供は、住宅流通市場の整備に資するものである。</p> | <p>制度の周知</p> | <p>引き続き制度の周知等普及推進を図る。</p>   |

ホ. その他の制度改革

|  |              |  |  |                                  |   |
|--|--------------|--|--|----------------------------------|---|
| <p>2. 資産デフレの克服にも寄与する証券・不動産市場の活性化<br/>(3)不動産流動化の促進<br/>・既存オフィスビルの住宅への転用を促進するため、住宅に係る採光に関する規制の合理化(建築基準法に基づく告示の整備)、改修工事の設計施工指針の作成・普及を行うとともに、ファミリー向けの都市型賃貸住宅へ転用する際の助成措置の普及を促進する。</p> | <p>国土交通省</p> | <p>・「建築物の開口部で採光に有効な部分の面積の算定方法で別に定めるものを定める件」(平成15年国土交通省告示第〇号)の制定。<br/>・既存オフィスの住宅転用等の促進に向けた技術的方策検討調査委員会において改修工事の設計施工指針を検討。<br/>・既存オフィスビル等を市街地住宅へ転用する際の助成措置を創設(平成15年度予算措置事項)。<br/>・転用に係る改良工事費について10%の特別償却制度を創設(平成15年度税制改正事項)。</p> | <p>・新たな事業分野の拡大による民間事業者の潜在的ニーズを顕在化。</p> |                                  | <p>・住宅に係る採光に関する規制の合理化の内容を周知徹底。<br/>・改修工事の設計施工指針を作成・普及。<br/>・転用を支援する制度を周知徹底。</p> |
| <p>2. 中小企業対策の推進<br/>(2)セーフティ・ネット貸付・保証の拡充<br/>②信用保証の拡充<br/>・中小・中堅建設業者に対する資金供給の円滑化を図るため、下請セーフティネット債務保証事業の拡充等を行う。</p>   | <p>国土交通省</p> | <p>中小・中堅建設業者に対する下請セーフティネット債務保証事業について、完成工事代金債権等についても制度の対象とするため、通達名「公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度について」を发出。(平成14年12月18日)</p>  | <p>中小・中堅建設業者の資金繰りに対応。</p>              | <p>事業協同組合や発注機関への本制度の拡充の周知徹底。</p> | <p>事業協同組合や発注機関への説明会等の実施。</p>  |